

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和3年度
計画主体	美幌町

## 美幌町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 美幌町経済部農林政策課農政グループ  
所在地 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目  
電話番号 0152-77-6546  
FAX番号 0152-72-4869  
メールアドレス nouseig@town.bihoro.hokkaido.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ユキウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ドバト
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	美幌町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	小麦	18.9ha 4,563千円
	てん菜	12.8ha 10,165千円
	馬鈴薯	2.6ha 3,162千円
	豆類	9.8ha 4,970千円
	葉茎菜類	0.8ha 5,930千円
	飼料作物(フェントコーン)	1.5ha 750千円
	その他農作物	—ha 210千円
	(小計)	(46.4ha)(29,750千円)
ヒグマ	小麦	1.9ha 466千円
	てん菜	2.0ha 1,610千円
	馬鈴薯	0.1ha 115千円
	豆類	0.3ha 200千円
	葉茎菜類	0ha 0千円
	飼料作物(フェントコーン)	0ha 20千円
	(小計)	(4.3ha)(2,411千円)
その他鳥獣 (キツネ、ユキウサギ、 ハシブトガラス、 ハシボソガラス、 キジバト、ドバト)	小麦	— 246千円
	てん菜	— 1,851千円
	馬鈴薯	— 452千円
	豆類	— 1,900千円
	葉茎菜類	— 2,080千円
	飼料作物(フェントコーン)	— 625千円
	その他農作物	— 110千円
(小計)	(7,264千円)	

※被害額及び品目は、農協を通じて、各農業者から提出があったものを記載。

被害面積は、道への被害状況報告の数値を記載。(その他の鳥獣は一部対象外のため記載せず。)

## (2) 被害の傾向

エゾシカ	小麦、てん菜及び葉茎菜類の食害・踏害が6割以上を占め、市街地近郊や道路への出没による交通事故も発生している。特に、春先には小麦やてん菜苗の食害が後を絶たない。
ヒグマ	麦類とてん菜の食害・踏害が大部分を占めている。毎年ほ場での足跡・糞等の発見情報があるほか、近年は、住宅地周辺やキャンプ場付近の山林においても出没が確認されており、人的被害の発生も懸念される。
その他の鳥獣 (キツネ、ユキウサギ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、キジバト、ドバト)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キツネは、農作物への被害とともに住宅地周辺でも多数出没しており、エキノコックス症の健康被害が懸念される。</li> <li>・ユキウサギは、麦類やてん菜のほか豆類や野菜などの食害がある。</li> <li>・カラスやハトなどの鳥類は、農作物への被害とともに乳牛の乳房を攻撃する畜産被害も見受けられる。</li> </ul>

## (3) 被害の軽減目標

指標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和6年度)	備考 (軽減率)
エゾシカによる農作物被害	46.4ha 29,750千円	41.76ha 26,775千円	被害の10%削減
ヒグマによる農作物被害	4.3ha 2,411千円	3.87ha 2,169千円	
その他の鳥獣による農作物被害	—ha 7,264千円	—ha 6,537千円	

## (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・美幌町鳥獣被害対策実施隊及び猟友会に依頼し、出没地区の巡回や農家の要請による銃器での駆除のほか、定期的に一斉駆除を実施。(捕獲奨励金を交付)</li> </ul> <p>&lt;エゾシカ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者自身がわな免許を取得して捕獲を実施。(くくりわなの貸与)</li> <li>・平成25年度から鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業を実施。</li> </ul>	<p>&lt;共通事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施隊員及び猟友会員の高齢化が進んでおり、担い手の育成とともに、農業者自身の防衛対策が必要である。</li> </ul> <p>&lt;エゾシカ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家からの捕獲依頼が同時期に集中するため、一度に複数の依頼に対する対応が困難。</li> <li>・時間や場所によっては、銃器による駆除ができない。</li> <li>・わな免許の取得者を増やすことや捕獲技術の向上が必要である。</li> </ul>

	<p>&lt;ヒグマ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没情報により、J A美幌を通じて農業者に周知するとともにホームページ等を通じた注意喚起を実施。</li> <li>・ 農業者への追い払い（爆竹、電牧柵の設置）の指導と町職員や実施隊による巡回の実施。</li> <li>・ 箱わなを設置し、捕獲作業を実施。</li> </ul> <p>&lt;キツネ・ユキウサギ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱わなを設置し、捕獲作業を実施。</li> </ul> <p>&lt;カラス・キジバト・ドバト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱わなを設置し、捕獲作業を実施。</li> </ul>	<p>&lt;ヒグマ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出没地域での追い払い対策（爆竹、電牧柵等）と農家への指導徹底。</li> <li>・ I C Tを活用した箱わなによる捕獲の負担軽減及び動向の把握。</li> <li>・ 捕獲依頼が同時期に集中するため、箱わなが不足する。また、箱わなの大型化が必要である。</li> </ul> <p>&lt;キツネ・ユキウサギ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 捕獲依頼が同時期に集中するため、箱わなが不足する。</li> </ul> <p>&lt;カラス・キジバト・ドバト&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ カラスの集団化による生活環境への被害及び廃棄物処理施設周辺の農業被害。</li> </ul>
<p><b>防護柵の設置等に関する取組</b></p>	<p>&lt;エゾシカ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 12～14 年度の 3 か年で農業生産総合対策事業等により全町的に防護柵を設置。（総延長 118.3 km）</li> <li>・ 平成 24 年度に鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、自力施工で鹿防護柵 150m を設置。</li> <li>・ 設置後の維持管理は美幌町鹿柵維持管理組合が補修等を実施。（町で補助金を支出、平成 28 年度以降は多面的機能支払交付金を活用）</li> </ul>	<p>&lt;エゾシカ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防護柵（118.3 km）の未接続部分（国道河川等）からの侵入や、防護柵内に残っていたエゾシカが繁殖し個体数が増加。</li> <li>・ 防護柵内の捕獲を継続的に実施する。</li> <li>・ 隣接市町村との連携した広域的な取り組み。</li> <li>・ 防護柵の対応年数経過に伴う、更新計画と新設地域の選定。</li> </ul>
<p><b>生息環境管理その他の取組</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期的実施する一斉駆除に備え、狩猟の安全保持、操作技術及び猟銃・実包の適正な保管管理の徹底並びに狩猟等の取扱いマナーの向上を図り、狩猟事故の防止を期することを目的として捕獲技能講習を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施隊員の高齢化が深刻な問題であり、新たな担い手が不足している。</li> <li>・ くくりわなを用いた捕獲技術の向上。</li> </ul>

### (5) 今後の取組方針

<p>&lt;エゾシカ&gt; 農作物被害の軽減目標を達成するため、既存防護柵の維持管理を努めるとともに、農業被害が発生している地域を中心に銃器による駆除を実施する。又、わな免許等狩猟免許取得を促進するとともに、特にくくりわなについては農業者自らの免許取得を奨励し、講習会を開催するなどの捕獲技術向上を図る。</p>
<p>&lt;ヒグマ&gt; 農作物被害のみならず、人的被害の発生も危惧されることから、銃器及び箱わなによる捕獲を実施するとともに、人里に近寄せないよう、農業者への追い払い（爆竹、電牧柵の設置）の指導を継続する。</p>
<p>&lt;その他鳥獣&gt; 銃器及び箱わなによる捕獲を実施する。</p>

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>関係機関で構成する「美幌町鳥獣被害防止対策協議会」において連携を強化し、効果的な対策に向けた協議を行い、美幌町鳥獣被害対策実施隊が中心となり、有効となる方法（巡回、箱わな及びくくりわな設置、銃器等）により捕獲を行う。</p>
---

### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ ヒグマ その他鳥獣	・一斉駆除 ・捕獲技能講習 ・捕獲機材（箱わな・くくりわな）の設置 ・センサーカメラを活用した動向の把握 ・捕獲奨励金の支出及びハンター保険加入の費用助成 ・その他捕獲活動に伴う支援
5年度		
6年度		

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p>
<p>エゾシカについては、北海道が策定した「北海道エゾシカ管理計画」に基づき、個体数の減少が確認されるまで捕獲活動を継続する。その他、近年の捕獲実績頭数を考慮し捕獲計画数を設定する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ	600頭	600頭	600頭
ヒグマ	5頭	5頭	5頭
キツネ	40頭	40頭	40頭
ユキウサギ	50羽	50羽	50羽
カラス	1,000羽	1,000羽	1,000羽
キジバト	200羽	200羽	200羽
ドバト	150羽	150羽	150羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲予定場所は町内一円  エゾシカ…銃器による捕獲（4月～9月）、くくりわな設置  ヒグマ…銃器による捕獲（4月～9月）、箱わなの設置  その他鳥獣…銃器による捕獲（4月～9月）、箱わなの設置</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>エゾシカやヒグマは、ライフル銃による捕獲が有効なため、出没情報や被害情報に応じ、ライフル銃による捕獲を実施する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
[なし]	

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ(防護柵)	生息調査結果や被害の動向などを勘案し、必要に応じて防護柵・電牧柵の整備を検討する。		
エゾシカ(電牧柵)			
ヒグマ(電牧柵)			

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	4年度	5年度	6年度
エゾシカ(防護柵)	美幌町鹿柵維持管理組合が補修等を実施。(町で補助金を支出、平成28年度以降は多面的機能支払交付金を活用) 農業者への追い払い(爆竹、電牧柵の設置)の指導と町職員や実施隊による巡回の実施。		
エゾシカ(電牧柵)			
ヒグマ(電牧柵)			

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度	エゾシカ ヒグマ その他鳥獣	定期的実施する一斉駆除に備え、狩猟の安全保持、操作技術及び猟銃・実砲の適正な保管管理の徹底並びに狩猟等の取扱いマナーの向上を図り、狩猟事故の防止を期することを目的として捕獲技能講習を実施。
5年度		
6年度		

## 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
美幌町	地域住民への伝達、関係機関との連絡調整
美幌警察署	対象鳥獣被害対策（情報共有、警備等）
北海道猟友会美幌支部	美幌警察署の指示による対象鳥獣の捕獲
美幌町農業協同組合	集落での出沒による地域への伝達

### (2) 緊急時の連絡体制

電話による伝達
発生通報① → 美幌町 → 美幌警察署 美幌町農業協同組合 北海道猟友会美幌支部（実施隊）
発生通報② → 美幌警察署 → 美幌町 → 美幌町農業協同組合 北海道猟友会美幌支部（実施隊）

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲鳥獣の処理は、一般廃棄物として美幌町廃棄物処理場において埋設により処理する。なお、地形的要因等により持ち帰りが困難な場合に限り、生態系に影響を与えないよう適切な方法で現地に埋設する。 ヒグマについては、内臓等の一部を北海道環境科学センターへ試料提供を行う。
---



8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	[特になし]
ペットフード	[特になし]
皮革	[特になし]
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	[特になし]

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

[特になし]
--------

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

[特になし]
--------

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	美幌町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
美幌町	協議会組織の運営、有害鳥獣捕獲指示等の全体調整及び被害防止施策の実施、熊用箱わなによる捕獲の実施、被害・出没状況の把握、住民への情報提供。
美幌町農業協同組合	捕獲以外の被害防止対策、鹿防護柵の管理指導、農業被害状況把握（実態調査）、エゾシカ捕獲のためのわな免許の周知、ヒグマ出没状況の把握及び農業者への情報提供
北海道猟友会美幌支部	銃器等による捕獲の実施

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
林-ツ総合振興局環境生活課	被害報告の取りまとめ、有害鳥獣捕獲許可等

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

美幌町鳥獣被害対策実施隊	平成21年9月1日設置（要綱による）
美幌町鳥獣被害対策実施隊	平成25年4月1日設置（条例制定）
美幌町、北海道猟友会美幌支部	

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

[特になし]

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

[特になし]